

平成29年度
防災まちづくり部会
アンケート調査結果

調査期間:平成29年10月～12月末
整理期間:平成30年 1月～ 3月末

平成30年3月
公益社団法人 日本建築士会連合会
防災まちづくり部会

士会名	①-1応急危険度判定				①-2応急危険度判定の活動				
	質問1:協定を締結しているか		質問2:協定の具体的な内容	質問3:協定予定の内容	質問4:予定のない理由	質問1:講習会及び更新	質問2:判定士名簿及び管理	質問3:判定士の訓練	
	締結済	予定あり	予定なし						
愛知	○			名古屋地区、東三河地区と締結済。協定書は別途送付します。		主催は愛知建築物地震対策推進協議会・愛知県・名古屋市・岡崎市・豊田市 回数:年4回ほど 更新は5年毎(更新制ですが更新講習はありません)	県が管理しています。	年に1回、支部長をリーダーにして模擬連絡を行っています。	
茨城	○			添付		講習会の主催一茨城県、回数一年1回、更新講習無し	判定士の名簿の管理者茨城県 更新方法 6年更新、連絡方法一郵送又は持参	判定士訓練の実施有、年間の回数一回	
岐阜	○			県との協定を考えているが、時期、内容は未定		H28年度までは県の委託で、年3回講習会(更新を含む)を開催した。H29年度は県からの委託はなくなる。	H28年度までは、県の委託で、名簿の管理・更新などを行っている。H29年度は県からの委託はなくなる。	実施訓練は行っていないが、今後検討する。	
宮崎	○			別紙資料添付		【講習会】県主催ですが委託事業として当会が運営しています。 【回数】年4回 【更新講習会】無 ※基本的に更新は受講の義務はありませんが、上記講習会を受められる方が多数おられます。	【判定士の名簿の管理者】宮崎県県土整備部建築住宅課 【更新方法】 基本的には11月～12月の講習会時期に合わせて更新申請をさせていただきます。新簿及び更新者の名簿作成、県に提出、県で作成した登録簿の原簿を当会にてカード型に作成、該当者に送付します。これらの業務を含めて委託事業です。 【連絡方法】 更新が必要な方には、県から案内が行きます。講習会案内は、会誌折込み(会員)、HP掲載、会報掲載を実施しています。 【緊急時連絡方法】 協定締結により、非会員を含めた連絡体制が必要になったこと迅速な伝達を図るため現在メール一斉送信を検討中。実施されている団体があれば、ご教示いただきたい。	有 回数:1回	
宮城	○			宮城士会は全国に先駆け県内の主な市町と締結し実施稼働している。 ※別紙PDF参照。		講習会の主催一宮城県、回数一年一回・4会場、更新講習会無	判定士の名簿の管理者一宮城県、更新や連絡は宮城県が管理	判定士訓練は士会全体では実施していないが、支部に於いて実施する支部もある。	
群馬	○					講習会の主催等は、群馬県	管理者は、群馬県であるが、建築士会は、支部単位で把握対応	実施無し	
広島	○			協議会設置要綱 添付		講習会の主催 広島県 回数 広島・福山 各地区年1回 更新講習会 無	名簿管理者 広島県 更新 5年更新 連絡方法 郵送及び持参 ホームページ メールマガジン配布	判定士訓練の実施 無 連絡訓練(年1回程度)実施予定 (時期未定)	
山口	○			相手:山口県 内容:民間判定士召集の協力等(別添のとおり)		講習会の主催 山口県 回数:毎年度1回 更新講習会の有無:山口県においては判定士の有効期限を設けておらず、更新の必要がない。	判定士の名簿の管理者:山口県 名簿の更新方法:県ホームページで各判定士が更新(今年度まで) 連絡方法:メールにて 【県ホームページでメールアドレスを登録可能】	判定士訓練の実施の有無:有 実施回数:毎年度1回	
滋賀	○			①、滋賀県と滋賀県建築士会で「災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定」を締結。(別添、協定書写し参照) ②、大津市と滋賀県建築士会大津地区委員会および湖西近畿地区委員会「災害時における応急危険度判定に関する協定」を締結。(別添、協定書写し参照)		講習会の主催について一滋賀県 回数について一年1回(更新講習会含む)	名簿の管理者一滋賀県	「被災建築物応急危険度判定全国連絡訓練」に参加 年1回	
秋田	○			秋田県:派遣要請があった場合、派遣可能な判定士の確保を行う、訓練協力。 市町村との締結実績なし 別添、協定書写し		・新規登録者向け 平成28年9月27日 ・更新講習会 講習でなく随時、申請により更新 ・現在の登録者 681名(平成28年度末)	・名簿の管理 秋田県が管理、非公開(当会には名簿提供あり) ・更新者に対しては期限前に県よりDMで通知 ・更新申請者は、書面にて県に申請	「被災建築物応急危険度判定、連絡訓練」を秋田県が毎年行っている。平成29年8月30日実施 ※当会関係者9名が参加	
新潟	○			新潟県と市町村及び関係団体で協議会を構成、別添要綱参照		講習会は県が主催し年に一回開催、更新は5年毎	判定士の名簿の管理者及び更新は県、県からの要請に基づき会員に連絡し所要人数を確保することになっています	判定士訓練は県が主催ではほぼ年間1回開催	
神奈川	○			時期未定 締結内容(案) ・神奈川県建築士会(応急危険度判定士の参加要綱)に関する事 ・応急危険度判定に関する訓練の実施及び知識の習得に関する事		神奈川県建築士会としては、応急危険度判定士の活動は行っていない。	神奈川県建築士会としては、名簿管理は行われていない。	上記による	
大分	○			大分県と協定締結済		講習会の開催は検討中	検討中	未実施	
徳島	○			コピー添付		主催、1回/年、更新講習会を兼ねている	建築士会本部事務局、担当副会長、9地域会会長が管理している。 徳島県の要綱による制度であり、5年毎更新の制度。毎年更新が発生し、年度初め県から建築士会会員判定士名簿の提供を受けている。	協定を結んでいる自治体主催の防災訓練に各地域会会員判定士が参加し、自主防災会の方たちと訓練している。平成28年度は10県市町・41名参加	
奈良	○			奈良県と建築士会との間で県内各市町村への応急危険度判定士派遣について協定を締結予定であるが、締結時期は未定		民間判定士の講習会は県主催で毎年1回開催。奈良県建築士会は、県からの委託を受けて実施している。新規登録者は受講必須。更新者の受講は自由参加となっている。	判定士名簿は県で管理している。ただし、全判定士に対しての参加要請は建築士会から行っている。年度更新した名簿の提供を受けている。	実施訓練は、毎年奈良県防災総合訓練で民間判定士2名参加。 参加連絡訓練はメールによる訓練を毎年実施。連絡2回一週参照	
富山	○			富山市:資料参照	入香町:来年度、その他:不明	地震被害が少なく、官民共あまり積極的でない	年1回、県が講習会実施、5年毎に更新講習会の案内郵送	年1回、実際の建物で実施訓練を行っている。約30名参加	
北海道	○※34支部 中3支部			コピーを送ります		15市で16回開催、別紙にてお送りします	道の委託を受け応急危険度判定士名簿の管理を建築士会で行っていますが北海道建築士会の被災地応急支援委員会が情報を見る事は出来ません	委員会年2回、支部からの要望があれば別添別紙訓練を行なっています	
和歌山	○					・ 講習会は、和歌山県主催で新規・更新講習会を年1回の割合で実施されていますが、未更新の判定士も多く、約1800名の判定士の内更新をしている判定士は、約1100名となっております。 ・ 県では先ず行政から派遣を行い、そのあとで民間の派遣という形であるが、理由として費用負担の問題があり、行政は出張・民間はボランティアという考えがあるためと思われる。	・ 判定士の名簿管理は和歌山県で行っている。 更新講習会の案内については、和歌山県から期限の到来した判定士に、個別で案内を送付しているほか、ホームページでも案内をしている。	・ 以前は和歌山県が主催し、主管する行政が、消防隊・警察・消防等が参加した大規模な災害訓練を実施し、その一環として応急危険度判定の訓練を行っていたが、国上訓練等が加わったこともあり5年前から要請があれば応急危険度判定の訓練に参加することになっている。	
千葉	○※一部					千葉県主催 1回/年 更新講習無し	名簿管理者 千葉県 更新方法 5年毎自動更新(原則) 連絡方法 千葉県より直接各判定士宛連絡	判定訓練 参考:1回/年「九都市合同防災訓練」に判定訓練 ・実施訓練一模擬家庭での判定活動 ・実施訓練一避難施設での判定活動 ・全館被災建築物応急危険度判定協議会が行う全国連絡訓練に参加している	
石川	○			・石川県 ・石川県被災建築物応急危険度判定協議会規約の中で本会は協力団体として参加している。(別紙参照)		・講習会の主催:石川県 ・回数:平成28年より1回/年 開催 ・更新講習会の有無:上記講習会と兼ねる。	・石川県土木部建築住宅課が管理している。		
福島	○			別添(情報収集に関する協定書)		福島県は現在の体制で十分と考えているようです。	主催:建築士会 回数:新規養成2回、コーディネーター養成1回、控室訓練1回 更新:書類の申請で更新となります。	名簿管理:福島県 更新方法:名簿管理なので新規登録者の追加(民間)にて電話による訓練を実施している。 連絡方法:判定士宛に届く連絡方法であれば、実施市町村一(派遣要請)→福島県一(判定士連絡)→判定士一(判定協力)→市町村実施本部 金で郵送して	建築士会 判定模擬訓練を年1回実施 福島県:年に1度、福島県一建設事務所(出張期間)にて電話による訓練を実施しているらしい。
大阪	○			①大阪府「大規模震災発生時における被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定活動に必要な判定士の派遣協力に関する協定書」(平成28年8月17日) ②大阪府「大地震発生時における避難所の応急危険度判定に関する協定」(平成28年1月15日) ③大阪府「大規模災害発生時における被災建築物応急危険度判定に関する協定」(平成28年9月19日)		被災建築物応急危険度判定士は、在任又は退任の都道府県で認定(登録)を受けます。 大阪府では、次の登録要綱及び登録事務取扱基準で定めています。 ③現在は執行段階だが双方の迅速な情報メールとしてWEB回答の導入を検討中 登録の有効期間は5年です。大阪府の被災建築物応急危険度判定士は、平成29年3月末現在で5,346名です。講習会は主催一大阪府建築士会(大阪建築士会)、運営事務局一一般財団法人大阪建築防災センター(公益財団法人大阪府建築士会)で7回/年開催しています。	名簿管理者:大阪府建築士会(大阪建築士会)宛 更新方法:再登録届けによる。 連絡方法:①携帯電話、②メール ③現在は執行段階だが双方の迅速な情報メールとしてWEB回答の導入を検討中	判定士訓練の実施:年に1回開催(平成29年度 9月30日開催済み)	

岩手		○			2008年の岩手・宮城内陸地震では県の要請により建築士会員の応急危険度判定士が大規模に判定活動を実施しており、今案においても公民団体の要請があれば協定締結にこだわらず協力を行うこととしている。	主催:岩手県・回数1回・更新講習会は未実施	名簿管理:岩手県が一括管理・更新方法:判定士に文書により更新の案内を通知・連絡方法:県から判定士に直接連絡	・盛岡支部では市が行う防災訓練(年1回)の際、応急危険度判定訓練を実施している。・県では建築士会の協力を得て、過去に老朽化した公営住宅をモデルに判定訓練を複数回実施した経緯はあるが最近では実施していない。	
福岡		○			・地元地方公共団体と結んでいた場合、地元で発生した場合は対応できない。他県に出向く場合は、協議会の指示を行わなければならない。	・(一財)福岡県建築住宅センターが年に1回行っている。更新については申告のみ。	・(一財)福岡県建築住宅センターの一元管理となっており、士会は自己申告者のみ把握している。(メール、電話などの直接報告)	・一斉メールにて年に一度、福岡県建築指導課よりの連絡訓練を行っている。	
佐賀		○			未定	佐賀県主催で年に2回の講習、5年ごとの更新	管理者は佐賀県、5年ごとに名簿更新	無し	
東京	○		江戸川区・大田区		事務局と東京都で、平成30年4月に判定員派遣を調整中	東京都主催、士会は業務委託契約で名簿管理、実施案内・申込受付・運営・判手員登録を行っている。講習は2回1000名を予定、更新講習なし	東京都と士会で管理。各市区所属名簿を市区に配布。年1回DM発送	市区毎に年1回程度開催。案内は市区毎にDM、またはMAIL等にて	
香川		○				時期は未定。避難対象物の応急危険度判定	認定講習1回	建築士会事務局十責任者3名	模擬訓練1回、連絡訓練1回
岡山		○					講習会の2回	名簿の更新・管理は、県建築指導課が担当	模擬訓練1回 ショートメール一斉配信連絡年2回
京都		○				理由はよくわかりません。京都市内での災害が比較的少ないため、危機管理に対する意識が低いのも一因だと思います。	士会としては全くタッチしていません。行政主体です。		
長崎		○			長崎県と協定を締結している。		講習会の開催は長崎県が行っている。年に1回程度開催。更新ではない。	名簿作成管理は長崎県が行っている。長崎県被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定協議会を今年度9月に立上げており、民間の応急危険度判定士への連絡についても協議会の委員で手分けして実施するように検討中である。	連絡訓練は長崎県からの指示で行っている。今後、実地訓練も行うよう検討中である。
長野	○	○			・長野県(平成24年)・各市町村と建築士会各支部(15支部)で、遊理施設の応急危険判定についての協定を結んでいる。現在、全77市町村のうち、90市町村、1広域連合(14市町村)と協定締結済み。※県は全ての市町村と協定を結ぶように指導しています。内容については、協定書を添付します。	平成28年度より、長野県と建築士会の共催年10回(新規・更新、各地域ごとに行う)更新講習会は有	管理者:長野県・県より新規、更新の名簿を頂き、緊急災害時連絡網(会員以外も含む)を建築士会で更新(各15支部ごとに作成し、本会でまとめる)作成し、役員のみが所持している。(個人情報の関係)	・本会(長野県建築士会)で、年2回(連絡網)・各支部で、1~2回(連絡網、模擬訓練)	
静岡	○		浜松		詳しい内容は不明。協定書送付	不明	県のみ実施	静岡本会で管理	
兵庫		○			県が運営する被災建築物応急危険度判定協議会を通じて行う予定。	兵庫県主催で年1回の講習会及び判定訓練を実施。判定士の有効期間5年満了者と新規認定希望者が主な対象。	名簿管理は兵庫県が所管。	兵庫県主催で年1回講習会を併せて実施。近年は主に図上訓練。	
島根		○				講習会の主催:島根県、2回/年、更新講習会:5年ごとに開催	管理:***島根県及び島根県建築士会 更新方法:***更新講習受講後更新申請をする。連絡方法:***士会会報及びチラシにて	回答:連絡訓練の実施***島根県主催で連絡訓練が年1回実施され士会が協力し連絡体制及び状況の確認をしている。回答:判定実地訓練も過去に数回にわたり実施され全支部が参加した。今後は訓練可能物件があれば実施予定。	
小計	22	9	5						

士会名	②雇災証明等の支援協定					
	質問1:協定を締結してるか			質問2:協定の具体的内容	質問3:協定予定の内容	質問4:予定のない理由
	締結済	予定あり	予定なし			
愛知			○			担当市町村が直接行う事となっているため
茨城			○			6年前の東日本大震災ですでに実施済み
岐阜			○			市町村からの依頼が無い。
宮崎			○			特にありません。
宮城			○			*本県では、地域主導型の応急危険度判定の実施体制を進めており、応急危険度判定は純粋にボランティア活動としての行為であるため、雇災証明関係とは必ずしも同時に議論していない。雇災証明に関しては自治体の固定資産税課が担当しており、先の東日本大震災時においては、自治体からの依頼を受け県下2市町と契約を締結し実施したが、支部単体で自治体と協力体制を持った所もあるようである。
群馬			○			雇災証明等の発行において、多くの行政機関が、時間との絡みがあり、申請者信頼主義となっているため
広島			○			建築士会は調査に協力はしますが、雇災証明の発行は行政の管轄です。
山口			○			これまで行政機関から被災証明等への協力依頼がない。
滋賀			○			特に理由はありません。今後行政担当課と協議が必要と思っています。
秋田			○			・行政からの要請がないため
新潟		○		無しです。		特に県からの要請がないので今のところ予定していません。
神奈川			○			*神奈川県と持家再建支援の一環として住宅相談を行う協定を締結している。
大分		○			大分県と平成29年中に、県内自治体とは平成30年3月中に締結を予定	
徳島		○				雇災証明は災害支援金給付の元となるもので、災害対策に関する市町村の事務であることから、「給付金の査定額に関わる作業」に民間建築士の支援要請はないものと考えているから。
奈良			○			建築士会で支援について検討していない。
富山			○	なし		まだそこまで検討されていない。まずは応急危険度判定
北海道			○			被災度区分判定については事務所協会が担当しているので士会としては対応していません。
和歌山	○					
千葉		○			時期及び内容は未定	
石川			○			・現在のところ、行政機関からの要請がない。

福 島		○			市町村の要望を確認出来ていないため。希望としては、事前調査→判定活動→住宅相談→罹災証明とスムーズに行える協定を締結したいが、事前調査、判定活動は基本ボランティア活動であるが、住宅相談、罹災証明は業務と考えたいので、協力して会員建築士に報酬を支払いたいため、業務委託されたいとの希望があるので、こちらからは協定を持ちかけづらい。福島県建築士会は公益社団法人であるため。
大 阪		○			具体的には時期は決まっていない。大阪弁護士会と災害研究・研修会「災害時における建物各種損壊判定の実務」などの研修・勉強会を開催している。
岩 手			○		市町村から要請が無いこと及び被害認定調査は建築士会の支援業務としては馴染まないため
福 岡			○		先の熊本地震においてJIAが他会の動向を確認せず、無償の活動(証明発行のための調査)をした為、地方公共団体はどこも無償で行ってもらえるものと思っている。調査等については、本来地方公共団体間の職員の相互協力の元に行うべきと考える。他団体の職員は地元地方公共団体の給料等の枠組で行えるが、全くのボランティアにも限界がある。熊本の場合、第1次から第6～7次調査まで立ち会った事もあり、全くのボランティアでは本業に支障をきたした。応急危険度判定とは全く区別するべきと思う。○応急危険度判定と罹災証明等(被害調査)は全く分けて論ずる必要がある。*応急危険度判定は、これから起こる余震等で2次災害が発生しない様、一刻を争う判定作業となり多くの人々が関わらなければならないと考える。できるだけ早く発生現場に出る作業となる。たくさんの判定士が必要となるが、やはり高齢化の問題も考えないといけない。徒歩での調査、水・食料持参の調査、トイレ等の問題(判定士がトイレのない所での用足しなど問題となる)1日5～6時間以上は歩き回る事になり体力の問題、与えられた調査箇所全ての調査。以上考えると40～50歳くらいの男性と考える。但し、この年代の方も忙しいと思える為、数多くの判定士養成が必要と思う。士会会員は入会条件として、入会后1～2年以内に判定士資格を得ることも考えないといけない。○罹災証明等発行のための調査手伝いこの件は地方公共団体間で災害時の協力体制が組んであると思う。そこに専門職の士会・事協・家協の会員等が立会うことは本来必要ではないと考えるが人材不足等を思えば、協力はやぶさかではない。但し、これは被災者個人の補償、税の減免にかかわる事なので立ち位置が難しい。熊本においては何度も調査を要求され、それに立会い、人的提供において大変だったと聞いている。会員の本来の合間に調査・判定をする事はなかなかボランティアではできない。熊本県の事務所協会、士会におかれては地方公共団体と人材の派遣等の契約をされこの活動をされたと聞いているが、JIA九州支部では他二会との連絡協議もされないままボランティアで行われ、三会の足並みがそろわなかった。個人の財産等の調査については、やはりボランティアでは出来ないと思う。
佐 賀			○		市町村の行政範囲
東 京			○		現在は東京都、及び市区に締結意思が無い
香 川			○		
岡 山			○		
京 都			○		
長 崎			○		長崎県など行政からの依頼や相談がないため、アクションを起こしたことはない。
長 野			○		
静 岡			○		
兵 庫			○		罹災証明の所管は市町を主体とした行政である。
島 根			○		行政からの依頼等がない。
小 計	1	6	27		

士会名	防災まちづくり活動の取組状況		
	質問1: 活動の紹介	質問2: 建築士会の活動	質問3: 今後の予定活動
愛知	県と建築関係3団体が応急仮設住宅建設に関する協定を結んでいます。木造仮設も存在します。愛知建築士会も協定団体の1つに加わるよう計画を進めています。	仮設住宅の供給ですから、施工部隊、資材確保など、具体的なプログラムと実現可能な棟数を出す必要があります。現在その計画の進行途中です。	具体的な建設部隊が組織できれば、転用可能な物件を探し、実演的に建設してみたいと考えています。
茨城	特に無し		今のところ無し
岐阜	特に、把握していない。	無し。	景観まちづくり、福祉まちづくりを重点的に活動することを予定している。
宮崎	・行政・NPO等の連携やマニュアルづくり ・防災かまどづくり ・簡易仮設住宅の開発の協力	【防災かまどづくり】 非常時にはかまどとして炊き出しができるベンチを、地域の方々とともに避難所になるような公園や学校にワークショップで設置する。 【簡易仮設住宅の開発の協力】 専用のパレット(1.1m * 1.1m)を部材として簡単につくれる仮設住宅をキット化する。	・簡易仮設住宅の開発協力と防災マニュアルづくり
宮城			
群馬			支部単位での啓蒙活動
広島	女性部会が広く一般に防災意識を持ってもらうための啓発活動を実施 年1回 継続活動中 呉市では地域まちづくり協議会で年1回 防災訓練実施	女性部会でまちづくりフェスタに防災啓発ブースを出展、今年度は紙ふると防災展示、リーフレット等の配布を行った	女性部会による防災啓発活動は今後も継続して実施する予定、広島県建築士会では、建築士会活動が主として各エリア(支部)を単位として実施されることが多く、本部まちづくり部会としては各エリア活動の情報共有及び支援が主体となっている。
山口	木造住宅の耐震診断	各市町村から委託を受け、建築士会が建築士を派遣し木造住宅の耐震診断を実施(住宅所有者の負担は無し)	特になし。
滋賀	滋賀県建設産業団体連合会(建築士会も加入団体)で、「かまどベンチ」設置事業等を実施。(別添、滋賀県建設産業団体連合会会員一覧)	上記活動に、建築士会から委員を派遣。	特になし
秋田	・平成29年度被災建築物応急危険度判定、連絡訓練 (※全国連絡訓練8月30日)開催 ・当会が参加しない活動は不明	・質問1回答の訓練に、連絡受信部署責任者1名、判定士8名が参加	・特になし
新潟	県・市町村や各種団体による防災訓練、防災まちづくり講演会、防災士の養成等	平成26年9月に建築士の日記念シンポジウムとして災害復興とまちづくりをテーマにしたシンポジウムを実施。その他、耐震診断講習会や支部レベルのボランティアとして高齢者世帯の家具の固定、転倒防止などを行っています。	県・市町村との連携強化、講演会・講習会・シンポジウム等の開催
神奈川	・神奈川県地域住宅協議会災害時住宅対策検討部会(年1回)に参加し、第一部で防災委員会活動の報告を行っている。 ・第2部では、県下各市町村の行政担当者が、グループに分かれ災害時における応急仮設住宅の供給のための配置計画を作成する訓練に参加している。	・神奈川県建築士会防災委員会活動についての紹介。 ・被災地住宅相談の研修会(過去の被災地住宅相談支援実施事例や建築士会への被災地住宅相談支援要請があった場合の対応体制について説明を行っている。 ・防災に関する講演会(学識者等、外部講師に依頼) ・会内の防災連絡網の作成(毎年、見直しを実施)	・被災地住宅相談を行う相談員を登録制とし、毎年、相談員名簿の確認(継続確認等)、相談員の募集を行っている。 ・被災地住宅相談支援要請に備えて、相談員マニュアルを整備中。
大分	大分県による応急危険度判定士養成研修会の開催	大分県主催の応急危険度判定士養成研修会への会員の参加	大分県建築士会会員の連絡網の整備や研修の実施。 住家の被害認定調査にかかる認定士養成研修会の開催
徳島	添付資料のような「避難・消火訓練+各種体験訓練」のセットになったものを、小学校区単位でおこなっているものが多いようである。 特に、避難所運営訓練は社会福祉協議会が主導して、自主防災会の人たちと進めている。	避難訓練の最初に関係する「避難所開設訓練」に関わっている。 指定避難所は自治体職員判定士が応急危険度判定をした後、開設の判断をすることになっていたが、最近、避難所は自主防災会の方たちが開設するようになってきているが、当然のことながら、応急危険度判定士ではない。 そこで、一般人向けの避難所開設チェックリストの使い方を指導・助言をし、チェックリストの説明を通じて、少しでも応急危険度判定の要点を伝えようとしている。	質問2の活動が、徳島県全体からみると、膨大な数の避難所に対して、微々たる点の活動でしかない現実がある。これをどうにか改善していく方を指導的な立場である徳島県と協議しながら、展開していきたいと思っている。
奈良			
富山	各市町村で空き家対策事業が進められている。 具体的には空き家調査に始まり、具体的な活用計画から実施に移った案件もある。	1) いくつかの市町村では、空き家調査を建築士会が委託事業として受けている。また、市町村の担当者と建築士会員などが委員会を設け、活用計画の提案から、実施に移すところも出てきている。 (富山県建築士会では街中まちづくり部会が担当している) 2) 富山市との災害時支援協定(H29.03.30締結)に基づき、具体的な実施計画について、防災まちづくり部会で検討中。 ・9月30日に富山市と建築3会で実施訓練を行った。 ・11月17日にパネルディスカッション「富山市との災害支援協定(避難所の安全確認支援)を考える」を開催予定(資料参照) 3) 富山支部では「かぐてんぼう隊とやま」という高齢者のお宅の家具の転倒防止対策を行うボランティア活動を行っている。(今年3月自実施)	全県下で災害時支援協定を締結する活動を行う。年1回各市町村に要望している。
北海道	道の危機対策課で行っています	士会として協力体制はありませんが、「Doハグ」カードを借りセミナーを開催	特にありません
和歌山	・JIA和歌山作成逃げ地図 ・県の避難施設について、発災後の応急危険度判定業務の協定を事務所 協会が県と結んでいる。県から要請された施設を判定する。 ・応急木造仮設住宅の建設について、和歌山県木造住宅生産体制強化推進協議会の中で、協議を進め、本年11月末を目途に和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会と和歌山県で協定締結の予定。現在協定に加盟する県内グループ・全木協グループ・木住協グループの規約を作成し、締結までにとどめる。	応急木造仮設住宅について取組んでいる。	・各市・町の避難所の応急危険度判定について進めていく必要がある。 ・このアンケートで応急危険度判定士の半分以上が更新講習を受けていないことや、士会のメンバーが半以下であることなど課題を発見したので、行政を含め対策を検討したい。
千葉	「九都市合同防災訓練」今年度は第38回 各団体の取り扱いは下記千葉県庁ホームページ参照		東日本大震災以降、女性委員会が中心となって防災活動継続中。「防災まちづくり」活動としては今後の課題。
石川	・石川県に危機管理監室が設置される 県内に想定される災害に対して活動している。 (例) 震災時他県への災害派遣訓練 豪雨災害後の災害救助派遣 石川県原子力防災訓練 大雪災害時の安全確保の啓発活動 等	・該当事例はない。	・現時点ではない。

福 島	・NPOらかわ建築サポートセンターの活動 (上記NPOは事務所協会会員で構成されているが、個人は士会会員です。)	・白河市はNPOらかわ建築サポートセンターと「防災協定」を締結しています。震災以前からでした。 東日本の時は①学校の応急危険度判定②公共建築の応急危険度判定③民家の応急危険度判定④白河歴史風致建造物の被害調査、及び補修工事費用積算。⑤大規模半壊以上の建物の現調、解体費用算出で≒20名40日の作業をしました。その後④白河歴史風致建造物の補助金による修理を続けております。今も継続中です。 ・県内の建築士会では、市町村より依頼があり、罹災証明書のための「住家被害認定調査」は行いました。(進行支部も有り)	現在の所予定はありません。
大 阪	「大阪府地域防災計画」防災関係機関の基本的責務 1 府 府は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。	①「被災支援分科会」 被災建築物の応急危険度判定連絡網を構築し、行政と連携し訓練を実施し、また技術研修会も開催しています。分科会の中に津波・浸水対策研究会をつくり、津波避難ビルなどの研究に取り組んでいます。特に罹災証明・被災証明の組織をつくり専任の理事を置いて活動しています。 ②「耐震部会(分科会)」 主に木造住宅の耐震診断・耐震補強設計・耐震補強工事に取り組んでいます耐震部会には、耐震講習会を終了した建築士が登録されており、耐震に各所からの耐震に関する要請に対応しています。公的な補助金関連のお手伝いも、しています。更に、登録された建築士のスキルアップを図る為、定期的に勉強会を実施しています。特に公的機関等の成果は妥当性確認を実施して納品している。 ③「ヘリテージ部会」文化庁からの補助を得て、文化遺産総合活用活性化事業に取り組んでいます。具体的には、半年間10日間に渡るヘリテージ育成講座の開催、その修了生の集まりである大阪府ヘリテージマネージャー協議会の運営、全20件に及ぶ登録文化財公開事業などを行なっています。今後、文化遺産の被災についてはまだ活動していませんが、今後必要だとしています。	大阪府下43市町村へのPR実施、近畿建築士会協議会ネットワークが決定されている。
岩 手	・建築物防災週間において特定行政庁の要請を受け特殊建築物等の防災査察に会員を毎年派遣し協力している。・住宅の耐震診断を市町村の要請により毎年実施している。	同左	・災害時における自治体が行う被害調査及び住宅再建相談会の実施への協力・木造住宅耐震診断実施への協力
福 岡	・今年の7月に起きた九州北部豪雨災害を受けて、朝倉の復興支援に様々なボランティア団体が今現在も活動されている。当会は情報共有のためメーリングリストに参加	・青年・女性委員会を主体に、熊本地震での西原村での支援、朝倉の仮設住宅の支援など、九州他県の青年・女性委員会と一緒にしている。(九州は熊本地震、北部豪雨と連続して災害が起きているので、地道な支援活動が必要)・まちづくり委員会HM部会では、熊本地震の際に、九州ブロック会協働で熊本県内被災歴史的建造物調査を行った。過去に行った被災機模範訓練が生かされた。熊本県HMが350棟の所有者、場所を把握できていた。・文化財ドクター派遣事業の熊本・大分の歴史的建造物の被災調査では、当初文化庁の動きが遅かった。次に生かせるよう九州ブロックHMの方々と話をしている。以上(担当:中島委員長)・福岡西方沖地震をきっかけに、福岡県内のボランティア団体や個人、企業、行政、と共に、毎年3月を中心として「防災どんたく」という防災啓発イベントを実施している。来年2018年3月で12回目となる。(担当:中原)・福岡県建築士会福岡県災害ボランティア連絡会の幹事会員として活動中。主幹は福岡県消防防災指導課。福岡県の総合防災訓練への参加(応急危険度判定訓練)、災害地へのボランティア派遣等を行っている。・同じく活動の継続のおかげで、他団体やメディア等から問い合わせが来るため、ラジオ出演や、他防災イベントへの支援を可能な範囲で行っている。・熊本地震の避難所で使われた「紙管間仕切り」をイベントに展示したのがきっかけで、福岡市東区の総合防災訓練に建築士会として初参加。またその訓練で「紙管間仕切り」を見た他校区の方から依頼があり、校区防災訓練に2件参加。	・現在は、次年度の「防災どんたく」に向けて準備中です。【前回チラシなどを添付します】
佐 賀	特になし	特になし	特になし
東 京	各市区の防災イベント、区民まつり。小学校での防災授業の実施	上記イベントへの出展協力、講師派遣等	応急判定員のステップアップ講習会の実施等
香 川			
岡 山			
京 都	他団体も多岐に渡る活動をしているとは思いますが、詳細は不明です。	士会としては、行政の市民向けの建物の耐震化推進活動や学生向けの耐震化推進教育、地域の安心安全マップ作りへの協力を行っています。	近畿における木造仮設住宅に関するネットワークづくりを端緒に、行政や近畿府県との連携を密にしていきたいと思っています。
長 崎	長崎県被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定協議会が今年度5月に組織された。長崎県を中心に県内13市8町、(一社)長崎県建築士会、(一社)長崎県建築士事務所協会、(公社)日本建築家協会(九州支部長崎地域会)、(一社)日本建築構造技術者協会(九州支部長崎地区会)、(一社)長崎県建設業協会(長崎県建築施工管理士会)が参加。①被災建築物応急危険度判定実施要領、被災宅地危険度判定実施要領の制定。②被災を想定した実施本部及び支援本部の体制づくり、連携体制づくり、「管内建築物の分布の把握」。判定資機材の整備。③他県への派遣に係る連絡体制の整備。④養成講習会及び連絡訓練の実施。	「地震時における被災建築物応急危険度判定等に関する協定書」は他団体に先んじて協定を締結し、連絡体制の整備に伴い、電話回線の増設。名簿管理を受託できるようパソコンシステムにセキュリティシステムを追加設置した。	今年度は、応急危険度判定士の養成講習会の実施を長崎県に働きかけたが、予算や県の人事問題もあり、断念した。今後とも、養成講習会の実施や名簿管理を受託できるような働きかけを続ける予定。
長 野	・県危機管理防災課による、防災に関する出前講座を行っている。・長野県による支援、「地域発 元気づくり支援金」支援対象事業がいくつかあり、その中に「安全・安心な地域づくり」があり、その中で、地域で防災対策や防災意識向上に資する事業を行っている。・長野県総合防災訓練・新耐震以前の木造住宅の耐震診断(希望者のみ)	・総合防災訓練に参加し、応急危険度判定の模擬訓練を行っている。・木造住宅耐震診断士を養成し、診断を行っている。	住民(子どもを中心に)の防災意識向上につながる活動をしていきたい。
静 岡		歴史建造物についてはS H E C が対応している添付資料参照	
兵 庫	県では、阪神・淡路大震災を機として、防災・減災の世界的拠点となることを目的に創設された機関である「人と防災未来センター」での活動を軸に、ハード・ソフトの両面で活動を実施している。県下では大震災以降も風水害など多くの自然災害に遭遇しており、防災意識の向上を県下全域で展開している。なお、兵庫県住宅局建築指導課では、各地域の被災建築物応急危険度判定協議会を運営している。	①県が実施する応急危険度判定士講習会への講師派遣を行っている。②一部の支部で小中学校への防災学習を継続している。③一部の支部で東日本大震災の復興支援を機に姉妹協定を締結し防災活動に取り組んでいる。④平成29年度より委員会再編で新たな「まちづくり委員会」を設け、広く「まちづくり」の情報収集と共有、研究や提案など士会活動での展開に向けて取り組んでいる。	現在の取り組みを継続
島 根	・県及び一部の市町村で耐震講習会を開催。・地域自主組織にて防災講習会を開催。・仮設住宅については地元建設業者との協定を結んでいるところもある。・行政の危機管理部門でがけ地や河川等の防災講習会が開催されている。	県の耐震講習会に協力。一部の支部では市開催の耐震講習会に協力。	現在のところ当士会として特に検討はしていない。個人的には各種活動に取り組む必要があると考えている。

連合会防災まちづくり部会について		
士会名	質問1: 部会行動計画について	質問2: 今後取組べき活動
愛知	協定は、県内とか県産材などのキーワードが出てきますが、実際に被災すれば協定締結をした者(会社)も被災している可能性が高く、支援は近隣県とのタッグが必要と思っています。自県と締結後は近隣士会と連絡会を作り、被災の際の支援に動ける体制を整えたいと考えています。	同上
茨城	当茨城会では上部のまちづくり委員会より何の指示も無し	不明
岐阜	自治体との連携は必要であるが、会員減少・高齢化により、活動できる会員が少なく苦慮している。	基本方針の「士会の実情を踏まえて逐次実施する。」のとおり、出来ることから、活動する。
宮崎	部会のことをまだ掌握できていないので、行動計画について意見はありませんが、防災の地域連携は必要なことだと思うので遅れをとらないようにしていきたいです。	地域間の情報交換(共有)と連携体制づくり
宮城		
群馬	単位士会毎の防災まちづくり関係情報の集約	実務体系づくりとしてブロック単位での連携模索
広島	各県で想定される災害の種類は違ってくると思いますし、夫々に事情があり画一的に出来るものではないと思いますが、災害に強いまちづくりとして、各県、地域において防災まちづくり活動を行うための情報の提供等、検討すべき課題は多いと思います。	災害時における情報共有と支援について、実働可能なネットワーク作り
山口	山口県と(一社)全国木造建設事業協会(JBNと全建総連が設立)とが今年木造応急仮設住宅の建設について今年1月に協定を締結しています。同協会は既に30近い都県と協定を結んでおり、建築士会として別に協議会を立ち上げるのではなく、同協会に合流・協力する形をとった方が効率的ではないでしょうか。	特にありません。
滋賀	単位士会で「連合会防災まちづくり」に係る組織の構築は非常に難しい。今年度の部会行動計画についても、内容的には意義は無いが、計画に則り各単位士会で同様の活動を実施するには、負担が大きい。滋賀の場合だと前述した「滋賀県建設産業団体連合会」に働きかけ、建築士として立場から事業展開を図る事も一案と考えている。	
秋田	(1)は、既に実績調査が終了し、今年度中に「復興等支援に係る建築士会の事前活動指針」の普及まで進むということで、しっかりと防災まちづくり部会の実施体制が整い、しっかりと活動されていることがわかりました。 (3)については、法面崩落により基礎廻りの土の流出などの被災宅地の問題なども併せて、住民相談に回答できるように体制を整えたら良いと思います。	今回、3つの大きな活動が示されているので、まずこの活動をしっかり取り組むことが必要だと思う。
新潟		
神奈川		
大分	特になし	特になし
徳島	連合会「防災まちづくり部会」の運営として提示されている(1)「復興等支援に係る建築士会の事前活動指針」の作成・普及、(2)「木造応急仮設住宅供給に係る建築士会等」連絡会議の設置、(3)日常的な災害における「被災住宅復旧マニュアル」の作成・普及は、共に大切な取組みだと思ふ。関わられる部分はしっかりと取組みたいと思ふ。	上の質問1の(1)(2)(3)の事業とその展開についても同じ感触をもっているが、これらの取り組みが社会にとって役立つか否かは自治体との連携の如何にかかっているのではないかと思う。逆の言い方をすれば、自治体(の防災担当課職員)が、こうした取り組みの必要性に気付いているか?ということなのであろう。いつ気づいてくれるか?今はそのために、刺激を受けてもらえることを「やってみせる」段階くらいかもしれない。連合会の役割は、その場を設定して、活動情報を社会に公開していく機会づくりをすることだろうか
奈良	活動内容が把握しきれいでないので、よくわかりません。 上記アンケートは、当方ではわからないので、奈良県建築士会にお願いして書いていただきましたが、今回のアンケートの内容は、各都道府県の建築士会を通していただいた方が良いでしょう。連合会防災まちづくり部会と地域リーダーと各都道府県の建築士会との関係はどのようになっているのでしょうか。	
富山	この行動計画は建築士会として必要なものだと思います。 しかしながら、夫々の建築士会では夫々の事情があり、すべてを一律の行動計画に取り入れることはできません。 すでに震災を経験して復興途中の地域や、東南海地震が予測されている地域等と比較すると、富山県はかなり遅れた取組状態です。このような地域同士で問題を共有する形はとっていますが、会議も開催されず決定された事項に対して、道士会としてどの様に活動計画に取り組みれば良いのかわかりません。	これらの行動計画を毎年取組み、少しずつ改善されていくことが大切だと考えます。
北海道		都道府県の建築士会の防災まちづくりへの取り組みはそれぞれ異なる対応になると思います。防災まちづくり部会としてはそれらの支援をする体制作りを行い、全体での取り組みを進める事は控えた方が良いと思います。

和歌山	復興等支援に係る事前活動指針の①～⑥項目は発災後、必ず対応する内容で、事前に指針を作成することが重要	防災への対応を考えると、大工・工務店など施工会社の協力が欠かせないので、施工部会や住宅会社部会を単位士会で設ける必要性を伝える。
千葉		調査結果の整理について 随時更新可能で、災害時の情報共有が素早く出来るシステムとして整理する事を検討してはどうか。
石川	・発災してからの対応に合わせて事前の減災・防災方法の研究も必要では	・熊本地震時対応の検証 ・広域連携方法研究
福島	震災を経験し、今なお復旧が続いているものとして、部会行動計画はその通りと思います。いかにして、住民や行政の相談に対しスムーズに対応出来るかが重要だと思います。何年にも及ぶ状況の中では、自分の仕事との両立が大きな問題であり、どうしてもネットワークが必要になります。建築士会の支援体制をいかに作っておくかが重要だと思います。	計画を全国的に実践出来る体制づくりだと思います。
大阪	・基本方針があいまいで明確に伝わりません。(1)「事前活動指針」は当士会も①応急危険度判定、②罹災証明等を実施または進めています。互いに有効な事例は共有したいですが、部会の活動指針によって現在の活動が妨げられることの無い様、最終の実施は各士会にゆだねるべきと考えます。また、当会幹部からは、以下の意見も出ています。	応急危険度判定の参加可否についてWEB回答システムを全国レベルで作成すると、全国で広域に迅速に回答できるシステムが構築できると希望する。(AUの災害伝言板やWEBアンケートなどの応用版を参考に)
岩手	今年度は連合会より要請のあった5部会への人員配置を行い、この10月に東北各県のまちづくり委員長及び成藤専務理事に来県頂き、今後の方向性についてキックオフの会議を開催した所です。特に岩手においては東日本大震災や昨年の台風10号被害に関連した支援活動の実績の取りまとめや、今後の啓発活動等に繋げて行きたいと考えています。	同左
福岡		・「べき・べき」言うたびに人が離れていくと思います。(活動からの実感です)。いろんな地域・事情もあると思いますので、できることから、楽しそうなことから無理せず取り組んだらいいのではないのでしょうか？
佐賀	特になし	
東京	「復興等支援に係る事前活動指針」を作成でよい	
香川		
岡山		
京都	近畿ブロック内で まちづくり部会を立ち上げることがとん挫(まで言っていないかもしれませんが中断)している状態なので、近畿ブロックとしては何とも言いようがないです。	
長崎		
長野		
静岡		
兵庫	連合会からトップダウンで示されたまちづくり部会の趣旨には一定理解できるが、ボトムアップすべき単位士会での状況が夫々であり、画一的な対応には無理がある。	建築士会は各単位士会が法人として目的を達成すべく活動を行っている。支部の組織力には差があり、連合会においては解決すべき課題の共有の促進など、連携・支援に期待するところである。
島根	建築に携わっていると災害として台風もありますが地震に重心を置きやすいですが温暖化の影響が豪雨が各地で発生し水害・土砂災害と広範囲で被災する状況にあり活動範囲もかなり広がるため共通する部分とそうでない部分を区別し検討する必要があると思います。また、地域性もあると考えますので詳細は各単位会で検討する必要があると思います。が、すぐに行動に移すことは困難な部分もあると思います。(強制的な感じにならないことを望みます。)	各地の情報を共有することで参考になり、活動に生かれますので情報提供の充実をお願いします。